青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱

第１　趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下、「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、所得の確保等が課題となっていることから、就農後の青年新規就農者に対する給付金の給付等により、就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

第２　事業実施主体

市町村

第３　事業の内容

新潟県（以下、県という。）は予算の範囲内において、市町村が行う経営開始直後の青年就農者に対する経営開始型給付金（以下「給付金」という）の給付及び給付金の給付に係る推進事務に必要な経費を補助する。

第４　事業申請等の手続き

１　経営開始型給付計画の作成

市町村長は、経営開始型給付計画（別紙様式第１号）を作成し、管轄する地域振興局を経由して農林水産部経営普及課長に提出し、県の承認を得る。

２　計画の重要な変更

経営開始型給付計画について以下の項目につき重要な変更を行う場合は、１の手続きに準じて行うものとする。

（１）新規就農者数に関する目標

（２）給付金の給付計画における給付金総額

（３）推進事業費の増加

３　事業の着手

（１）本事業については、原則として新潟県補助金等交付規則第４条第１項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

（２）やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、１の経営開始型給付計画承認後、その理由を具体的に明記した青年就農支援事業交付決定前着手届（別紙様式第２号）を経営普及課長に提出するものとする。

（３）（２）により交付決定前に事業に着手する場合、市町村は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。市町村は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

４　経営開始型給付実績報告の作成

市町村長は、経営開始型給付実績報告（別紙様式第１号）を作成し、管轄する地域振興局を経由して農林水産部経営普及課長に報告する。

なお、経営開始型給付実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、給付対象者の青年等就農計画に青年就農給付金申請追加資料（別紙様式第３号）を添付したもの（以

下「青年等就農計画等」という。）の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

第５　給付金の給付要件等

市町村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

１　給付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

（１）独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

（２）次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

ア　農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の４第６項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

イ　主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ　生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ　給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ　給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（３）農業経営盤強化促進法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、給付期間中に、同法第14条の５第２項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第３項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

（４）青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。

ア　農業経営を開始して５年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ　計画の達成が実現可能であると見込まれること。

（５）経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、（２）のア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。

（６）人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱による人・農地プラン（以下、「人・農地プラン」という。）（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記１の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記１に準じて作成したものを含む。以下同じ。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農

地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する者をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

（７）原則として生活費の確保を目的とした国及び県の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別記２に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

（８）原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。

（９）平成23年４月以降に農業経営を開始した者であること。

２　給付金額及び給付期間

（１）給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間１年につき１人あたり150万円を給付し、経営開始２年目以降は、給付期間１年につき１人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。以下同じ。）を減じた額に３／５を乗じて得た額（１円未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。また、給付期間は最長５年間（平成27年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後５年度目分まで）とする。

（２）夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、給付期間１年につき夫婦合わせて、２の（１）の額に1.5を乗じて得た額（１円未満は切捨て）を給付する。

ア　家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ　主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ　夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

（３）複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に給付期間１年につきそれぞれ２の（１）の額を給付する。

なお、経営開始後５年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。

３　次に掲げる事項に該当する場合は、市町村は給付金の給付を停止する。

（１）１の要件を満たさなくなった場合。

（２）農業経営を中止した場合。

（３）農業経営を休止した場合。

（４）第６の７の（１）の報告を行わなかった場合。

（５）第６の７の（３）の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

（６）新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別記１第10の３に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

（７）給付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合（その後、350万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）。

4　次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、（1）に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときは、この限りでない。

（1）３の（1）から（6）までに掲げる事項に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

（2）虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

（3）１の（２）のアのただし書による給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。

第６　給付金申請手続

1　青年等就農計画等の申請・承認

（1）給付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村長に承認申請する。

（2）市町村長は、経営開始型の給付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

（3）市町村長は、審査の結果、第５の１の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、地域振興局等の関係機関や指導農業士等の関係者による面接等の実施により行うものとする。

2　青年等就農計画等の変更申請・承認

（1）青年等就農計画等の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

（2）市町村長は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、１の手続きに準じて、承認する。

3　給付申請

青年等就農計画等の承認を受けた者は、給付申請書（別紙様式第４号）を作成し、市町村長に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年分又は１年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から１年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成27年４月以降の農業経営とする。

4　給付金の給付

給付金の給付申請を受けた市町村長は、申請の内容が適当であると認めた場合は給付金を給付する。給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。なお、市町村長の判断により、１年分の給付金を一括で給付することができるものとする。

5　給付の中止

（1）経営開始型の給付を受けた者（以下「開始型受給者」という。）は、経営開始型の受給を中止する場合は市町村長に中止届（別紙様式第５号）を提出する。

（2）市町村長は、開始型受給者から中止届の提出があった場合、又は第５の３の（1）、（2）若しくは（4）から（6）までのいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

6　給付の休止

（１）開始型受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村長に休止届（別紙様式第６号）を提出する。

（２）市町村長は、開始型受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

（３）（１）の休止届を提出した開始型受給者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第７号）を提出する。

（４）市町村長は、開始型受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

７　就農報告等

（１）就農状況報告

開始型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後３年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月の就農状況報告（別紙様式第８号）を市町村長に提出する。

（２）住所等変更報告

開始型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後３年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所変更等届（別紙様式第９号）を市町村長に提出する。

（３）就農状況の確認

就農状況報告を受けた市町村長は、地域振興局等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、地域振興局等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。確認は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第10号）を使い、以下の方法により行う。

ア　開始型受給者への面談

・青年等就農計画等達成に向けた取組状況

イ　圃場確認

・耕作すべき農地が遊休化されていないか

・農作物を適切に生産しているか

ウ　書類確認

・作業日誌

・帳簿

８　返還免除

（１）開始型受給者は、第５の４の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第11号）を市町村長に提出する。

（２）市町村長は、開始型受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が第５の４のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、給付金の返還を免除することができる。

９　申請窓口

（１）当該給付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、給付することを基本とする。

（２）人・農地プランの策定市町村と開始型受給者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から給付することができる。

10　給付情報等の登録

市町村長は、青年等就農計画等や給付申請書等の提出があった場合、青年就農給付金給付対象者データベース（以下「データベース」という。）に給付情報等を速やかに登録するものとする。

11　相談体制の整備

市町村長は、受給者の営農上の諸課題の相談に応じる体制を整備するものとする。

第７　給付対象者情報の共有

１　市町村長は、本事業に関わる関係機関と受給者の情報を共有することにより、給付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

２　国段階において、給付対象者の給付金の給付情報を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有するため、市町村長は、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別記１第３の１に規定された事業実施主体が作成し、運営する給付情報等に関するデータベースに、給付情報等を速やかに登録するものとする。

３　市町村長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第12号により適切に取り扱うものとする。

第８　推進事業

給付金の給付事業を推進するため、推進事業として以下の事業に必要な経費を補助する。推進事業費の対象経費は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託できることができる。

１　給付金の給付事業の実施に関する事務

２　給付金の給付事業の普及活動

３　給付金の給付事業の給付対象者の指導活動

第９　関係施策との連携

市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プランの作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第10　関係機関との連携

本事業の実施に当たって、県、地域振興局、市町村、県青年農業者等育成センター、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第11　その他

１　市町村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることを鑑み、給付対

象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

2　県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、市町村及び給付対象者、本事業に関係する機関に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入検査を行うことができる。

3　県は、偽りその他の不正行為により、本来受給することができない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

4　県は、給付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

5　事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）、新潟県補助金交付規則（昭和32年新潟県規則第７号）及び新潟県経営普及費補助金交付要綱（平成２年４月１日実施）に定めるところによる。

附　則

1　この要綱は、平成24年８月７日より施行し、平成24年４月６日から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成24年10月３日より施行し、平成24年９月10日から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成25年４月12日より施行し、平成25年２月26日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第４の２の（２）、第６の８の（２）、第７及び第８

附　則

1　この要綱は、平成25年６月７日より施行し、平成25年５月16日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第４の１及び第６の３

附　則

1　この要綱は、平成26年３月12日から施行し、平成26年２月６日から適用する。ただし、実施日までに申請のあったものについては、なお従前のとおりとする。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の１の（７）及び第７

附　則

1　この要綱は、平成26年４月22日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する運用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成27年２月12日から施行し、平成27年２月３日から適用する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第６の３及び第６の４

3　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第５の２に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。

4　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度国補正予算により事業を実施する場合は、第６の３の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成27年４月15日から施行し、平成27年４月９日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の３の（６）

附　則

1　この要綱は、平成28年４月21日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

（別表）

推進事業費

区分	内　　容
謝金	事業を実施するために直接に必要とする事務を補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費（第６の11に係る相談対応者への謝金を除く）
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門家等に支払う経費
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印刷代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者及び青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価）、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず市町村で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。